

## 平成22年度決算 健全化判断比率・資金不足比率の公表

### 1. 公表の目的

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等（財政の健全性を判断する指標）を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告するとともに、住民に対し公表することを義務付けられました。

健全化判断比率の4指標のうち一つでも早期健全化基準を超えると、自主的な改善努力による早期健全化を図らなければなりません。また、財政再生基準を一つでも超えると、国等の関与による確実な再生を進めなければなりません。

資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定するもので、公営企業の健全度がどの程度の水準であるか表します。資金不足比率が経営健全化基準を超えると、自主的な改善努力によって早期健全化を図らなければなりません。

### 2. 本村の財政状況（平成22年度決算）

山江村の平成22年度の健全化判断比率の各数値は、早期健全化基準を大きく下回っており、財政状況は健全な状態であると言えます。また、各公営企業会計の平成22年度資金不足比率も経営健全化基準を大きく下回っています。

#### （1）健全化判断比率

項目	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
この指標で何がわかるの？	一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	村の全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	税金などの一般財源から支出した公債費と実質的な公債費の合算額の標準財政規模に対する割合	一般会計が将来返済しなければならない負債の標準財政規模に対する割合
早期健全基準	15.00%以上	20.00%以上	25.0%以上	350.0%以上
財政再生基準	20.00%以上	40.00%以上	35.0%以上	-
山江村の算定結果	-（該当なし）	-（該当なし）	10.1%	18.2%
（参考）21年度	-（該当なし）	-（該当なし）	10.6%	21.6%

※赤字（不足額）がない場合（黒字の場合）は、「-（該当なし）」の表現としています。

#### （2）資金不足比率

項目	資金不足比率	
この指標で何がわかるの？	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合	
経営健全化基準	20.00%以上	
山江村の算定結果	簡易水道事業	-（該当なし）
	農業集落排水事業	-（該当なし）
	工業用地等造成事業	-（該当なし）

※赤字（不足額）がない場合（黒字の場合）は、「-（該当なし）」の表現としています。

### 3. 近隣市町村の状況

